

第六章

アンケート調査による家庭ごみの有料化に おける料金設定根拠

第六章 アンケート調査による家庭ごみの有料化における料金設定根拠

6-1 はじめに

この章では、第三章で記述した調査方法によって得られた調査結果に基づき、家庭ごみ有料化における手数料がどのように設定されたかを調べる。

6-2 調査目的と方法

6-2-1 調査の目的

本章の目的は、家庭ごみ有料化における料金設定根拠の現状把握と比較を行うことである。

6-2-2 調査の方法

第三章で述べたアンケートによる調査で得たデータを、単純集計及びクロス集計を行い、現状を明らかにする。そして、3-3-5 分析方法に従い、比較を行う。

6-3 指定袋の手数料

市町村等ごとの手数料について調べた。また、超過量方式有料制と二段階方式有料制において、実質的な指定袋（シール）一枚当たりの手数料について調べた。

手数料は、40L～50L 程度のサイズの指定袋の金額を 45L に換算した金額である。また、該当するサイズが無い場合は、最も近いサイズを 45L に換算した。また、45L に換算できない場合は、本章では除外してある。

6-3-1 手数料別の市町村等数

手数料ごとの市町村数を図 6-1 に示す。ただし、A グループのうち、二段階方式有料制は、料金が 2 種類あるため図 6-1 では除外してある。

全体では 20 円以上 80 円未満の手数料を設定している市町村等が多いことがわかる。また、A グループは 100 円以上の市町村等が多くなっている。尚、本研究では、単純方式有料制で家庭ごみ有料化を実施している市町村のうち、手数料が 150 円以上の市町村は全数調査としているため、高めの手数料を設定している市町村が多くなっている。

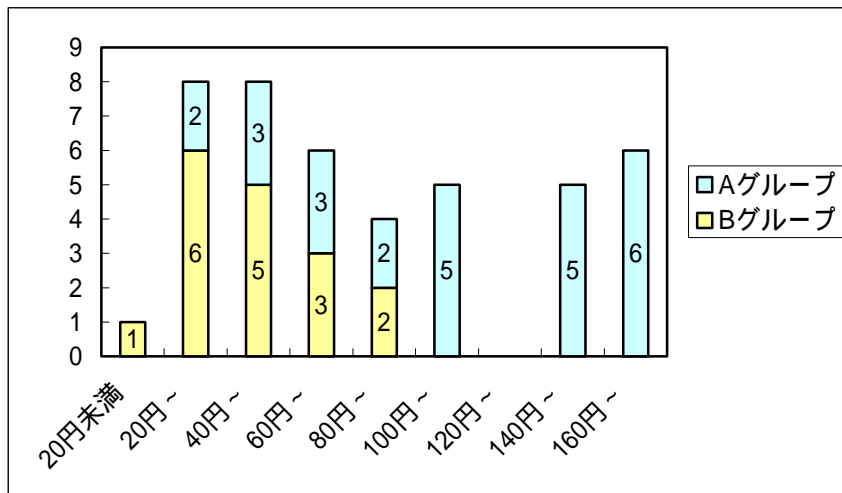


図 6-1 手数料別の市町村等数（グループ間）(n=43)

次に、手数料の価格帯を手数料体系ごとに図 6-2 に示す。単純方式有料制では、20 円以上 40 円未満の料金帯がもっとも多くなっている。そして、料金が上がるごとに件数は少なくなっている。また、160 円以上の料金帯になると 200 円前後という料金設定の市町村等が多いことがわかった。次に、超過量方式有料制では、100 円以上 120 円未満の市町村等が最も多くなっている。二段階方式有料制では、一段階料金は 4 件全てで 20 円未満と低額であった。二段階料金には大きな開きがあり、2 件は 20 円以上 40 円未満と低額で、他の 2 件は 160 円以上と高額であった。さらに後者は、販売価格が 225 円及び 300 円と本調査での手数料が高額である上位 2 件であった。

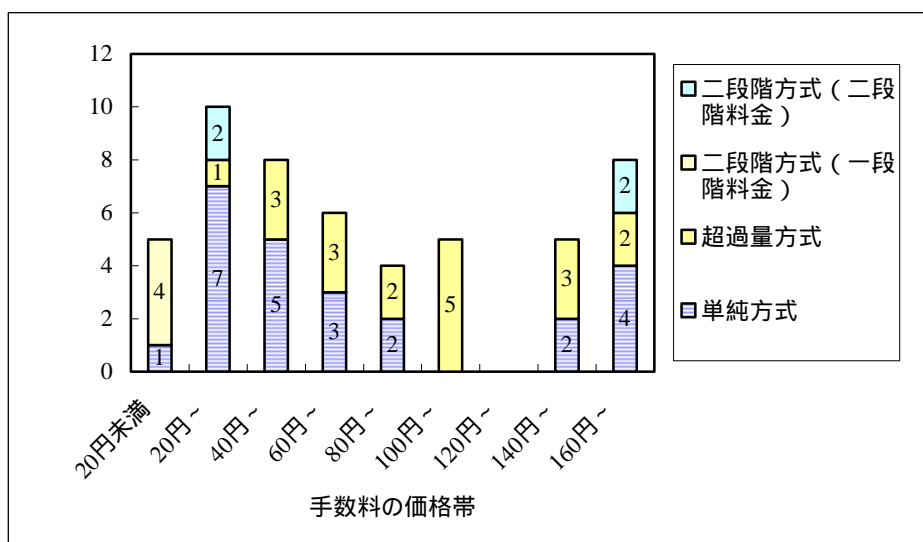


図 6-2 手数料別の市町村等数（料金体系間）(n=47)

6-3-2 超過量方式有料制の手数料

超過量方式有料制について、一人当たりの無料配布枚数と有料での販売枚数を合算して販売枚数で除した。これにより、ごみ袋一枚当たりの実質負担額を算出した。料金の計算方法例を以下に示す。

例：年間の無料配布枚数が 100 枚で、101 枚目から 1 枚 50 円で販売しているとする。

そして、不足分として 1 人あたり年間平均 60 枚を有料で購入する場合。

計算式： $\{(100 \text{ 枚} \times 0 \text{ 円}) + (60 \text{ 枚} \times 50 \text{ 円})\} / 160 \text{ 枚} = 18.75 \text{ 円}$

実質価格：18.75 円

表 6-1 において、超過量方式有料制では、実質的なごみ袋一枚当たりの負担額は販売価格より大幅に低く抑えられていることがわかった。特に、No.8 及び No.12 の 2 件では一人当たりの平均使用枚数が無料配布分の範囲内にあり、実質的な負担額は 0 円であった。また、ごみ袋の製造・販売(流通)費を仙台市廃棄物対策審議会での試算¹⁾を用い 10 円程度であると仮定すると、7 件がその範囲内の負担額であり実質的なごみ処理費用を負担していることにはならないと考えられる。

表 6-1 超過量方式有料制の販売価格と実質価格 (n=12)

No	販売価格(円)	実質価格(円)	割合
例	50	18.75	37.5%
1	32	16.5	51.6%
2	45	7.5	16.7%
3	54	33.426	61.9%
4	56.25	22.365	39.8%
5	100	15.83	15.8%
6	100	4.64	4.6%
7	100	0.63	0.6%
8	100	0	0.0%
9	150	2.715	1.8%
10	150	2.9	1.9%
11	191.25	17.9325	9.4%
12	202.5	0	0.0%

6-3-3 二段階方式有料制の手数料

二段階方式有料制については一段階目の販売額と二段階目の販売額を合算し、ごみ袋の総販売枚数で除しごみ袋一枚当たりの負担額を算出した。料金の計算方法例を以下に示す。

例：一段階料金が 1 枚 20 円で 100 枚まで販売し、101 枚目から二段階料金で 1 枚 50 円で販売しているとする。1 人あたり年間平均 160 枚使用する場合。

計算式： $\{(100 \text{ 枚} \times 20 \text{ 円}) + (60 \text{ 枚} \times 50 \text{ 円})\} / 160 \text{ 枚} = 31.25 \text{ 円}$

実質価格：31.25 円

6-3-1 と同様に表 6-2 においても 2 件が 10 円以下の負担額となっている。また、No.2, 3, 4 において実質価格は、一段階料金と非常に近い価格になっていることがわかった。

表 6-2 二段階方式有料制の販売価格と実質価格 (n=4)

No	一段階料金	二段階料金	実質価格
例	20	50	31.25
1	6	300	64.8
2	15	225	15
3	5	25	5.63
4	4	30.6	6.5

(単位は円)

6-3-4 超過量方式有料制・二段階方式有料制の実質価格と有料化導入目的

6-3-1 及び 6-3-2 の実質価格が低い理由としては、以下の 3 点が考えられる。

- 1) 住民が無料配布分、一段階料金の範囲内に納めようとする排出抑制効果が働いている
- 2) 大半の住民の指定袋使用枚数が無料配布分、一段階料金の範囲内にあり超過量方式有料制、二段階料金制が十分に機能していない
- 3) 設定段階で無料配布分、一段階料金で購入できる枚数に対し住民の平均使用料を設定している(一部の多量排出者が主な対象となっている)

これらの理由を有料化の導入目的とともに考察する。まず、表 6-1 及び表 6-2 に有料化の導入目的を加えたものが表 6-3 である。

表 6-3 の有料化目的のうち、回答の多い目的 1~5 との関連について考察する。有料化導入目的の「ごみの減量」について考えた場合、1)であれば有料化におけるごみの減量の効果が出ていると言える。しかし、2), 3)である場合、ごみ減量の効果は十分に発揮されているとは言い難いと考えられる。また、有料化導入目的の「住民意識の向上」や「リサイクルの促進」について考えた場合、効果はごみ減量効果比例していると考えられ、1)であれば効果が出ていると考えられる。

次に、有料化導入目的の「財源確保」や「負担の公平化」について考えた場合、実質料金が低額に抑えられているため、家庭ごみ処理費用の多くを導入前同様に指定袋手数料以外の財源で行っていることになる。そうした場合、1), 2), 3)のどの理由の場合でも財源確保としては十分な効果を発揮しておらず、負担の公平化にもなっていないのではないかと考えられる。

これらのことから、実質価格が低額である場合、ごみの減量、住民意識の向上、リサイクルの推進といった目的には効果がある程度期待できるのではないかと考えられる。一方で財源確保や住民負担の公平化には効果が期待できないのではないかと考えられる。このため、財源確保や住民負担の公平化を目的とする場合は、実質の販売価格や目標とする手数料収入を考慮したうえで料金設定をする必要があるのではないかと考えられる。単純方式有料制において低額の料金設定を行っている場合も同様のことが言える。

表 6-3 手数料と家庭ごみ有料化導入目的 (n=16)

	No	販売価格 (円)	実質価格 (円)	割合	有料化の目的									
					1	2	3	4	5	6	7	8	9	
					ごみ減量	住民意識向上	リサイクル促進	負担の公平化	財源確保	市町村合併	不明	その他	最大の目的	
超過量方式有料制	1	32	16.5	51.6%	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	2	45	7.5	16.7%										4
	3	54	33.426	61.9%										1
	4	56.25	22.365	39.8%										2
	5	100	15.83	15.8%										8
	6	100	4.64	4.6%										1
	7	100	0.63	0.6%										1
	8	100	0	0.0%	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	9	150	2.715	1.8%										1
	10	150	2.9	1.9%										4
	11	191.25	17.9325	9.4%										1
	12	202.5	0	0.0%										1
	No	一段階料金 (円)	二段階料金 (円)	実質価格 (円)	有料化の目的									
					1	2	3	4	5	6	7	8	9	
					ごみ減量	住民意識向上	リサイクル促進	負担の公平化	財源確保	市町村合併	不明	その他	最大の目的	
二段階方式有料制	1	6	300	64.8										1
	2	10	150	15										7
	3	5	25	5.63										1
	4	4	30.6	6.5										1

6-4 手数料設定の考え方

料金を設定するに当たって、どのようなことを考慮し手数料を設定したのかを調査した。収集・運搬・処理費用の一部と答えたのが 52 件でもっとも多かった。一方で、収集運搬・処理費用の全額と答えた市町村はひとつも無かった。この理由の考察は 6-6 に記述する。また、「市民の受容性に合った手数料にする」「周辺市町村と整合の取れた手数料にする」と答えた市町村等はそれぞれ 9 件、13 件とさほど多くなかった。

表 6-4 手数料設定の考え方（複数回答可）(n=65)

手数料設定の考え方		件数
1	収集・運搬・処理費用の全額	0
2	収集・運搬・処理費用の一部	52
3	廃棄物処理計画の目標達成を達成できるような手数料にする	8
4	市民の受容性に合った手数料にする	9
5	周辺自治体と整合の取れた手数料にする	13
6	その他	6

6-5 手数料の対象となる経費の範囲

6-5-1 手数料の対象となる経費の範囲

手数料にはどのような項目から設定されているかを調べた。複数回答で答えてもらい、その組み合わせが表 6-5 のようになった。組み合わせは市町村等ごとに非常にばらついた結果で、19 種類となった（有効回答数は 64 件）。区分 8 及び区分 15 との回答が多かったが、他はあまり偏りが無いことがわかる。このことから、手数料などは周辺市町村などの影響を受けながらも、手数料の算出は独自に行っていることが考えられる。

これらのうち、一般的な家庭ごみ処理事業に必要と考えられる、「収集運搬費用」及び「処理費用」の両方を含んでいるものは区分 8～12 の 19 件であった。さらに、この 19 件のうち家庭ごみ有料化に必要と考えられる「指定袋の製作や流通にかかる費用」も含んでいるものは区分 9 及び区分 10 の 4 件であった。つまり、有効回答数 64 件のうちの 45 件（70.3%）が家庭ごみの処理に必ず必要となると考えられる区分 1 及び区分 2 の一方もしくは両方を手数料の対象となる範囲には含んでおらず、さらに 60 件（93.6%）では家庭ごみ有料化に必要となると考えられる「収集運搬費用」及び「処理費用」、「指定袋の製作や流通にかかる費用」の 3 つ全てを含んでいないことがわかる。このことから、手数料設定時に手数料の対象となる経費の範囲が、実際の家庭ごみの処理および家庭ごみ有料化に必要となる経費から乖離していることがわかる。

回答では区分 3「指定袋の製作や流通にかかる費用」を含んでいない回答も見られるが、販売時には区分 3 を含んでいるものが多いと考えられる。

表 6-5 手数料の対象となる経費の範囲 (n=64)

分類	区分	手数料に含む経費				考慮事項		その他	件数	
		収集運搬費用	処理にかかる費用	指定袋の製作や流通にかかる費用	広報や啓発にかかる費用	見込み手数料収入額から割り戻し	市民の受容性を考慮して	その他	区分ごと	分類ごと
処理費用を含まない	1								5	10
	2								2	
	3								1	
	4								1	
	5								1	
収集運搬費用を含まない	6								7	9
	7								2	
収集運搬費用・処理費用を含む	8								12	19
	9								3	
	10								1	
	11								1	
	12								2	
収集運搬・処理費用を含まない	13								3	26
	14								1	
	15								13	
	16								8	
	17								1	
	18								0	
	19								0	

表 6-6 は、表 6-5 を区分 1～7 に単純集計し直したものである。区分 1「収集運搬にかかる費用」と区分 2「処理にかかる費用」が最も多く、29 件、28 件という結果となった。前述のとおり、区分 1 及び区分 2 の両方を含むものは 19 件であり、残りは、区分 1 もしくは区分 2 の片方のみを手数料の対象となる範囲に含めていることがわかる。

区分 7「その他」と回答したのは 12 件で、その内の 11 件では具体的な内容についての記述があった。その中で多く見られた意見が、周辺市町村の料金にあわせたという回答であった。また、11 件のうち 8 件では必要経費などを考慮せずに手数料が設定されていることがわかった。さらに、表 6-5 で区分 6 を回答した 13 件も同様必要経費などを考慮せずに手数料が設定されていると考えられ、合計 21 件で必要経費などを考慮せずに手数料が設定されていることがわかる。これは、全体の 3 分の 1 にあたる。

そのほかの特徴的な回答としては、「ごみ減量が目的であり受益者負担の考えに基づいては算定していない」「環境負荷の抑制施策に係る経費」といったものがみられた。

表 6-6 手数料の対象となる経費の範囲（区分 1～7 に集約）(n=63)

区分	項目	件数
1	収集運搬費用から算出した	29
2	処理にかかる費用から算出した	28
3	指定袋の製作や流通にかかる費用から算出した	13
4	広報や啓発にかかる費用から算出した	0
5	見込み手数料収入額から割り戻して算出した	1
6	市民の受容性を考慮して算出した	19
7	その他	12

次に、表 6-6 の区分 1～4 にどのような項目が含まれているかを調べた。回答には、項目ごとの金額を答えてもらった。また、金額が不明な場合は解答欄に「？」を記入してもらい、項目が含まれるかどうかを判断した。結果を 6-5-2 以降に記す。

6-5-2 収集運搬費用に含まれる範囲

図 6-3 は表 6-6 区分 1「収集運搬費」に含まれる項目である。その他の項目には委託料や一部事務組合等への負担金と答えた市町村等が多かった。それらの回答には、人件費や収集車両にかかる費用も含まれるものと考えられる。また、収集運搬費用に含まれる範囲は、市町村等により大きな差があると考えられる。

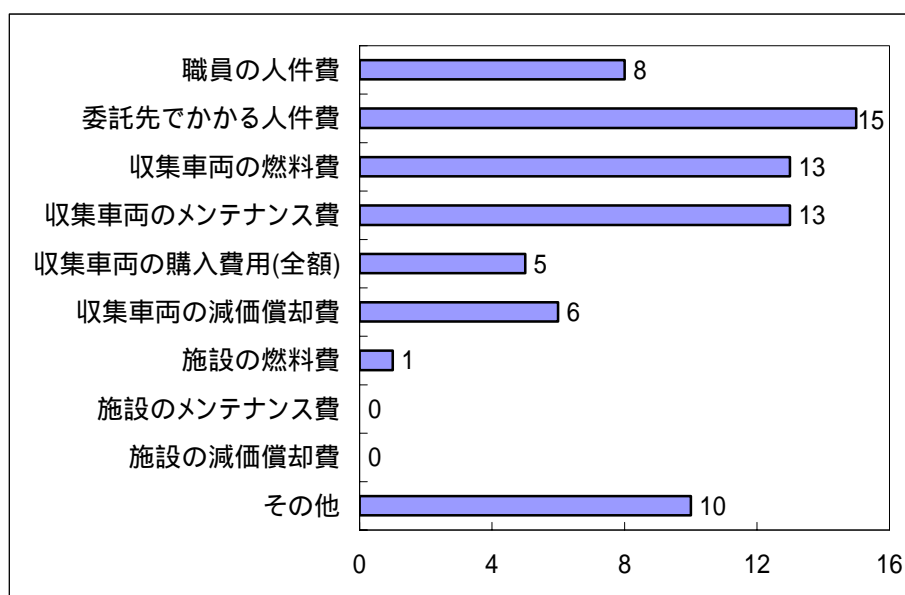


図 6-3 収集運搬にかかる費用に含まれる範囲 (n=23)

回答が多かった、職員の人件費と委託先でかかる人件費を合わせて人件費とし、収集車両の燃料費及びメンテナンス費、購入費用、減価償却費を車両にかかる費用として、2項目の合計費用を算出した。しかし、市町村等の規模により金額には大きな差があるため、金額ではなく割合を比較する。そこで、前述の 2 項目に、その他の費用を加えた 3

項目から収集運搬費用の内訳を算出した。それらの割合の平均値を表 6-7 に示す。ただし、表 6-7 は収集運搬にかかる費用の内訳の割合を市町村等ごとに算出し、その割合の平均値を示しているため合計は 100%にはならない。また、回答のうち、その他の費用のみの金額を記載している場合は除外してある。

収集運搬にかかる費用では、平均値で人件費が 68.6%と人件費の割合が非常に高いことがわかった。

表 6-7 収集運搬費用の内訳の平均化 (n=10)

項目	割合
人件費合計	68.6%
車両にかかる費用合計	17.6%
その他	7.9%

図 6-4 に市町村等ごとの収集運搬費用の内訳を示す。その他が 100%となっている 2 件を除く 10 件全てで、人件費の方に多くの費用を設定していることがわかった。さらに、No.3 では収集運搬にかかる費用として、人件費のみを考慮していることがわかる。

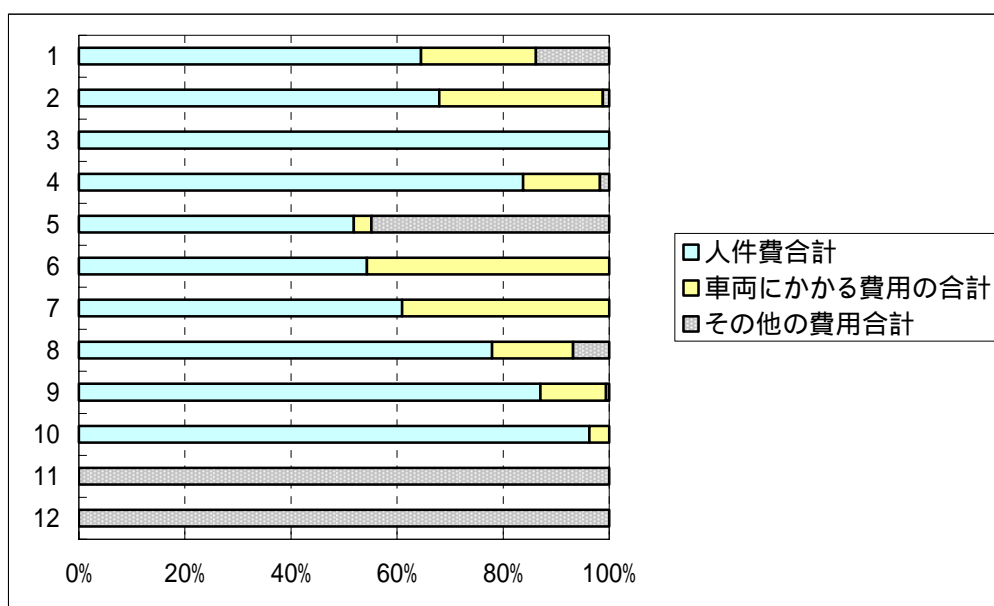


図 6-4 市町村等ごとの収集運搬費用の内訳 (n=12)

6-5-3 処理にかかる費用に含まれる範囲

図 6-5 は表 6-6 の区分 2「処理にかかる費用」に含まれる項目である。回答は全部で 13 件であった。施設にかかる経費を見ると、施設の燃料費やメンテナンス費用を処理費用に含める市町村等が最多で 8 件 (61.5%) であった。施設の減価償却費 (建設費) を含めると回答した市町村は半分以上の 5 件 (38.5%) であった。

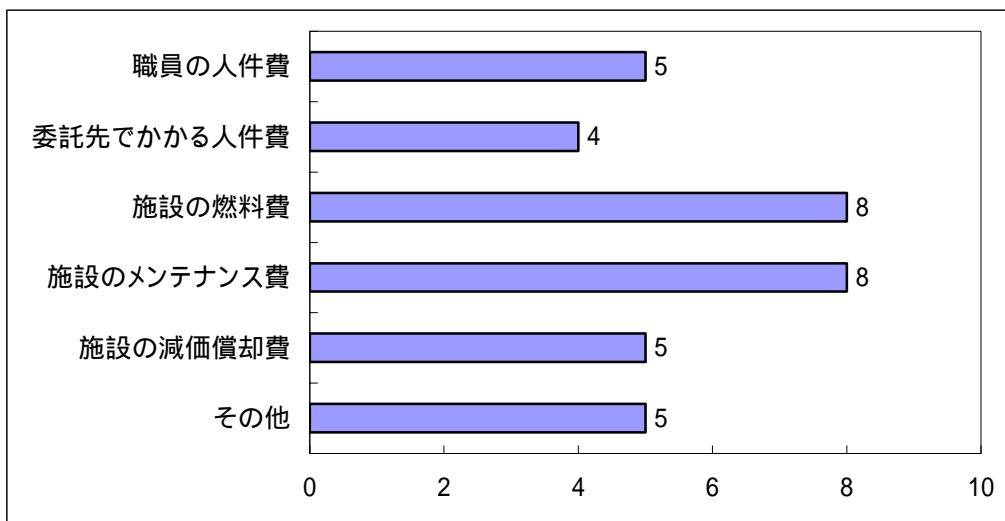


図 6-5 処理にかかる費用に含まれる範囲 (n=13)

6-5-2 と同様に、職員の人件費と委託先でかかる人件費を合わせて人件費とし、施設の燃料費及びメンテナンス費、減価償却費を施設にかかる費用として、2 項目の合計費用を算出した。しかし、市町村等の規模により金額には大きな差があるため、金額ではなく割合を比較する。そこで、前述の 2 項目に、その他の費用を加えた 3 項目から処理にかかる費用の内訳の割合を算出した。それらの割合の平均値を表 6-8 に示す。ただし、表 6-8 は処理にかかる費用に占める費用の割合を市町村等ごとに算出し、その割合の平均値を示しているため合計は 100%にはならない。また、回答のうち、その他の費用のみの金額を記載している場合は除外してある。

処理にかかる費用では、収集運搬費用と逆に人件費より処理にかかる費用の割合の方が高いことがわかった。

表 6-8 処理にかかる費用の内訳の平均化 (n=4)

項目	割合
人件費合計	25.1%
施設にかかる費用合計	41.3%
その他	33.5%

図 6-6 に市町村等ごとの処理にかかる費用の内訳を示す。6 件中 3 件で、施設にかかる費用の比重が人件費よりも高かった。また、No.4 では人件費が処理にかかる費用には含まれていなかった。

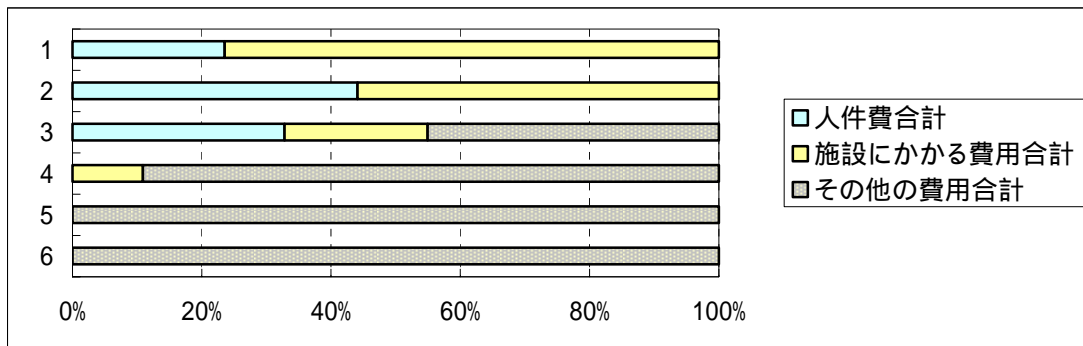


図 6-6 市町村等ごとの処理にかかる費用の内訳 (n=6)

6-5-4 指定袋の製作や流通にかかる費用に含まれる範囲

図 6-7 は表 6-6 の区分 3「指定袋の製作や流通にかかる費用」に含まれる項目である。アンケート票の解答欄には袋の材料費や加工費、デザイン費に分けて回答できるようにしたが、3 項目を袋の制作費とまとめて算出している市町村等が多かった。また、指定袋の制作を委託している市町村等がほとんどのためか、職員の人件費、委託先でかかる人件費との回答は 2 件だけであった。これらは、指定袋の製造を業者に委託しているためだと考えられる。

指定袋はスーパーやコンビニなどを代理店として販売されるケースが多いが、これらの代理店に支払う費用を指定袋に関する費用に含むと答えた市町村は 11 件 (73.3%) と高い値になった。

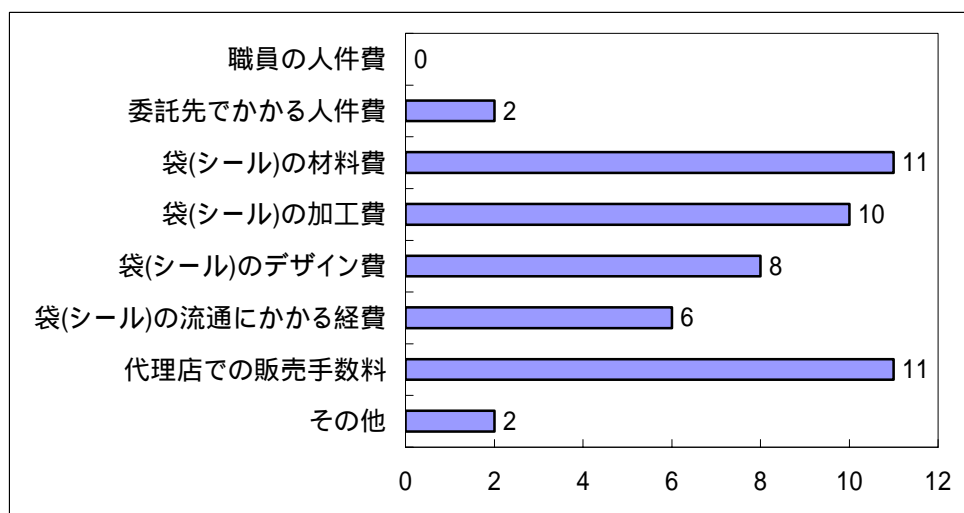


図 6-7 指定袋の製作や流通にかかる費用に含まれる範囲 (n=15)

6-5-2 と同様に、袋の製作や流通にかかる費用に占める割合を算出した。ここでは人件費との回答が少なかったため、指定袋の制作費と流通費の 2 項目の合計費用を算出した。

袋の材料費及び加工費，デザイン費の合計を制作費とし，袋の流通にかかる費用及び販売店での委託手数料の合計を流通費とした．また，市町村等の規模により金額には大きな差があるため，金額ではなく割合を比較する．そこで，前述の2項目に，その他の費用を加えた3項目から指定袋の製作や流通にかかる費用の内訳を算出した．それらの割合の平均値を表 6-9 に示す．ただし，表 6-9 は指定袋の製作や流通にかかる費用の内訳を市町村等ごとに算出し，その割合の平均値を示しているため合計は 100%にはならない．

指定袋の製作や流通にかかる費用では，袋の制作にかかる費用の割合が大きいことがわかった．販売店への委託手数料などの経費が大きく，流通費のほうが割合が大きくなるのではないかと予想していたが，予想とは逆の結果となった．

表 6-9 指定袋の製作や流通にかかる費用の内訳 (n=11)

項目	割合
制作費合計	64.4%
流通費合計	38.3%
その他	0.3%

図 6-8 に市町村等ごとの指定袋の製作や流通にかかる費用の内訳を示す．また，No.4 及び No.5，No.7 では指定袋の制作費のみを含めており，No.10 及び No.11 では流通にかかる費用のみを含めていた．袋の制作費と流通費の比重は，市町村等ごとにばらつきが見られた．これは，袋の製造委託の方法や販売店の数などに依存する部分が大いいためだと考えられる．

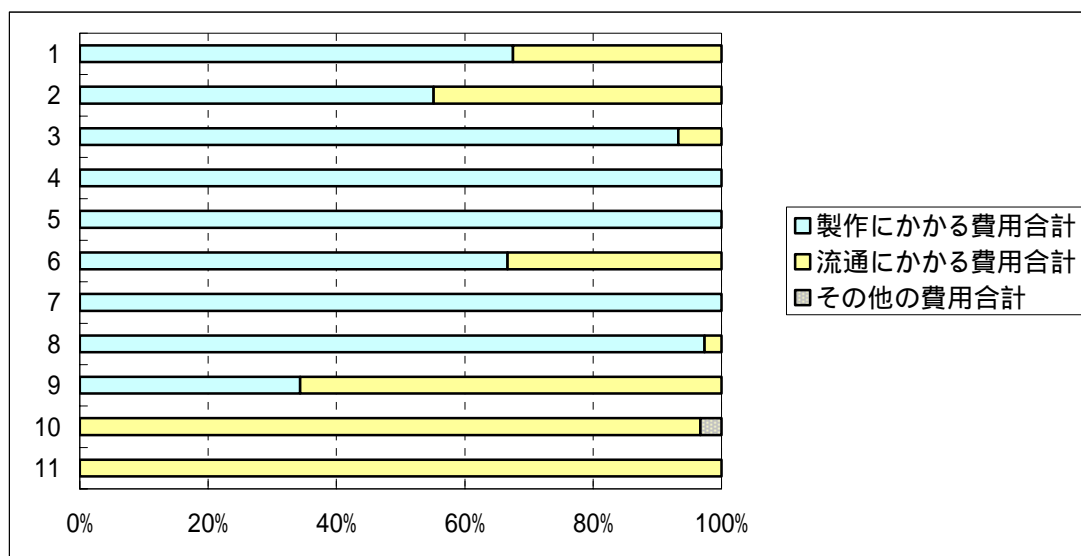


図 6-8 市町村等ごとの指定袋の製作や流通にかかる費用の内訳 (n=11)

次に，表 6-7 及び表 6-8，表 6-9 を表 6-10 に集約した．集約の方法は，金額を集約した後，市町村等ごとの割合を算出し，その割合から平均割合を算出した．ただし，その

他の費用のみの金額を記入してあった場合は表 6-10 では除外してある。

表 6-10 では、人件費が大きな割合となっていることがわかる。また、指定袋の製作及び流通にかかる費用の割合が車両や施設にかかる費用より大きな割合となっていることがわかった。これは、「指定袋の製作や流通にかかる費用」のみの金額を回答した市町村等の場合、人件費を含まない場合が多いため、結果として割合が引き上げられたためだと考えられる。このことは、後述の図 6-9 で、「車両にかかる費用」や「施設にかかる費用」が含まれている市町村等では「指定袋の製作や流通にかかる費用」の割合が低くなっていることからわかる。

表 6-10 手数料の内訳の平均化 (n=13)

項目	割合
人件費(収集運搬 + 処理)	43.3%
車両にかかる費用	8.3%
施設にかかる費用	6.6%
指定袋の製作にかかる費用	18.6%
指定袋の流通にかかる費用	13.4%
その他の費用	9.9%

図 6-4 及び図 6-6、図 6-8 の費用を図 6-9 に集約した。

ここでも人件費の割合が高い市町村等が多かった。また、2 件の市町村等では、人件費を指定袋の手数料には含んでいないことがわかった。

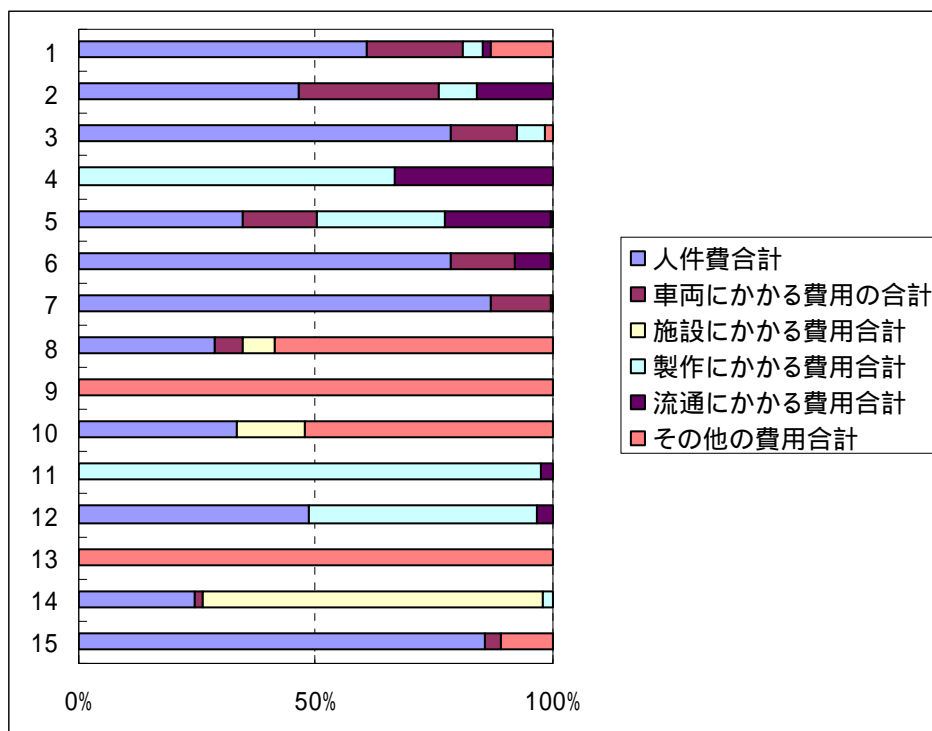


図 6-9 市町村等ごとの手数料の内訳 (n=15)

6-5-5 広報や啓発にかかる費用に含まれる範囲

広報や啓発にかかる費用を算出根拠に含んでいると答えた市町村は0件だった。参考程度ではあるが、過去にかかった費用の実費を回答があった市町村等が2件あった。その2件の回答は、両者ともチラシなどの配布にかかる費用のみであった。

6-5-6 その他の項目について

その他の費用について具体的な回答があった市町村等は3件であった。その内の1件は環境負荷抑制施策という回答であった。

6-6 想定したごみ処理費用に占める手数料の割合

ごみ袋などで手数料を徴収する場合、「6-5 手数料の対象となる経費の範囲」で想定した費用を全額徴収するのではなく、その内の一定割合を徴収することが多い(例：手数料＝家庭ごみの収集費用×30%など)。これらの割合がどのような傾向を持つかを調べた。結果を図6-10に示す。このとき、一定割合を設定する前の母数(手数料の対象となる経費の範囲)は、各市町村等が設定したものであり、組織ごとに異なったものとなっている。

想定したごみ処理費用に占める手数料の割合は10%以下がもっとも多く、割合が上がるほど件数は減少していく。そして、50%前後になると再び件数が増加することがわかった。

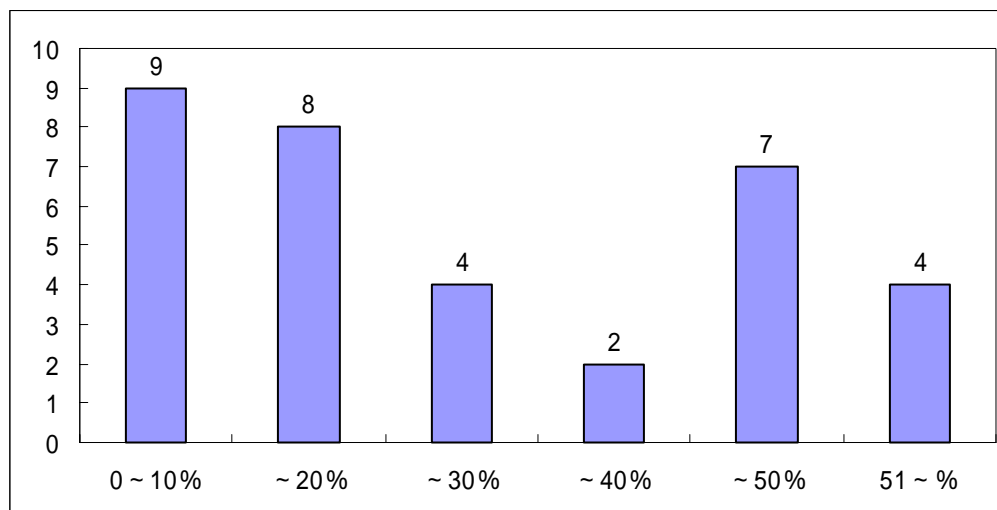


図 6-10 想定したごみ処理費用に占める手数料の割合 (n=34)

次に、必要経費の全額ではなく、一定割合を徴収する理由を複数回答で回答してもらった。結果を表6-11に示す。回答では区分1及び3との回答がほぼ全てであった。このことから、全額負担にしないのは、住民を強く意識しているためだとわかる。これは、住民の合意を得ることや、円滑な有料化導入を行うために必要なことであると考えられる。しかし、逆に手数料ありきになってしまい手数料の設定根拠が後付けになってしまう可能性が

あるとも考えられる。また，ここには手数料が十分な財源とならなくても一般財源など他の財源から補填できるといったことがあるのではないかと推察できる。

表 6-11 手数料を手数料に含まれる範囲の全額としない理由 (n=45)

区分	項目	件数
1	排出者の負担額が大きくなりすぎないようにする	22
2	手数料導入における、負担の急激な変化を緩和する(一時的措置)	3
3	全額では指定袋の料金が高くなりすぎ、市民の理解を得られないため	26
4	理由はない	0
5	不明	0
6	その他	0

6-7 手数料の徴収単位

A グループのうち超過量方式有料制及び二段階方式有料制の場合，制度の運用上，配布対象の把握が必要となる。この把握をどのような単位で行っているのかを調べた。その結果，手数料の徴収単位としては，世帯ごとに徴収している市町村等が最も多いことがわかった(表 6-12)。

表 6-12 手数料の徴収単位 (n=27)

No	区分	件数
1	人数ごとに徴収(配布・販売)	1
2	世帯ごとに徴収(配布・販売)	25
3	その他	1

さらに，世帯ごとの配布枚数については，世帯の構成人数ごとに配布枚数が違うと答えた市町村が最も多く 17 件であった(表 6-13)。また，人数に関わらず 1 世帯あたりの配布枚数が一定である市町村等も 7 件あった。区分 3「その他」の回答は，配布枚数は一定だが人数ごとに異なったサイズを配布しているという回答であることから，区分 2 に近いことがわかる。

表 6-13 世帯ごとの配布枚数 (n=25)

No	区分	件数
1	人数によらず一定	7
2	構成人数で配布枚数が変化	17
3	その他	1

6-8 手数料の用途

6-4 及び 6-5 で示した手数料の考え方や手数料に含まれる経費の範囲と，実際の手数料収入の用途の差異について調べた(表 6-14)。手数料収入の全額を，「手数料の対象となる経費の範囲」に使っているのは 23 件で全体の半数以下であった。一部もしくは全部を「手数料の対象となる経費の範囲」とは違う用途に使っていたのは 25 件であった。

表 6-14 手数料収入の使途 (n=48)

区分	使途	件数
1	全額を同じ使途	23
2	一部を同じ使途	11
3	違う使途	14

次に、表 6-14 で区分 2、3 と回答した市町村等が具体的にどのようなことに手数料収入を使っているかを調べた。結果を表 6-15 に示す。区分 7「その他」を除くとごみの減量や再資源化に関する費用に充当している市町村等が最も多い結果となった。区分 2「環境保全活動」や区分 5「施設の整備費用」と答えた市町村は見られなかった。

表 6-15 使途の内訳 (n=25)

区分	項目	一部別	全額別	合計
1	制度実施に伴い新たに必要となる費用	2	2	4
2	環境保全活動	0	0	0
3	基金の設置	0	1	1
4	ごみの減量や再資源化に関する費用	4	6	10
5	施設の整備費用	0	0	0
6	手数料の算定・設定根拠と同じ	6		6
7	その他	6	10	16

表 6-15 の区分 7「その他」と答えた市町村等のうち、具体的な内容の記述があった 13 件を表 6-16 に分類した。区分 1~4 と分類した 6 件はごみ処理にかかる費用となっていることがわかる。これは、手数料の対象となる経費の範囲には区分 1~4 の費用を含まないが、手数料収入はごみ処理費用に充当しているということになると考えられる。ここには、制度の設計と実施の間に相違が見られる。手数料を有料化導入の目的には合致するが設定根拠とは別の使途に使用した場合、有料化の目的の達成につながるかもしれないが、手数料の設定根拠自体が意味を持たなくなってしまうことが考えられる。料金設定時に、有料化の目的や目的の達成に必要な経費も考慮する必要があると考えられる。また、あらかじめ手数料収入の使途が明確である場合は、家庭ごみの処理全般にかかる費用から算出するのみではなく、手数料収入の使途から算出することも必要ではないかと考えられる。

表 6-16 その他に含まれる内容 (n=13)

区分	その他類型	件数
1	ごみ処理費	1
2	ごみ収集委託料	1
3	指定袋の作成・配布	3
4	事務経費	1
5	一般会計に充当	1
6	一部事務組合等負担金	2
7	市民に還元	2
8	不法投棄対策	1
9	修繕等の維持補修費、特定財源	1

6-9 まとめ・料金設定根拠の現状及び問題点

6-9-1 料金設定根拠の現状

手数料の設定根拠の現状について、以下のようなことが明らかになった。

- 1) 収集運搬費用及び処理費用の両方を含むのは 29.7%であった
- 2) 金額を見ると、人件費が 43.3%と大きな割合を占めていた
- 3) 手数料を全額負担としないのは、住民を強く意識しているためである
- 4) 手数料収入を手数料の設定根拠とは別の用途に使用している市町村は半数以上であった

4点の具体的な内容を以下に記す。

「手数料の対象となる経費に含まれる範囲」は、「収集運搬費用」及び「処理費用」が含まれているかどうかで大きく4種類に類型化できた。それら4種類の「収集運搬費用を含まない」ケースが 14.1%、「処理費用を含まない」ケースが 15.6%、「収集運搬費用及び処理費用を含まない」ケースが 40.6%、「収集運搬費用及び処理費用を含む」ケースが 29.7%であることがわかった。

また、「手数料の対象となる経費に含まれる範囲」を費用の割合で見た場合、人件費の割合が最も大きく 43.3%となった。さらに、詳細に見てみると、「収集運搬にかかる費用」では人件費の占める割合が大きく、「処理にかかる費用」では施設にかかる費用の占める割合が高くなることがわかった。

手数料を「手数料の対象となる経費に含まれる範囲」で設定した金額の全額負担にしないのは、住民を強く意識しているためだということがわかった。住民を意識した手数料を設定することは、住民の合意を得るためにも、円滑な有料化導入を図るためにも必要なことであると考えられる。

手数料の用途に関し、半数以上の市町村等が設定根拠とは違う用途に一部または全部を使用していた。手数料を有料化導入の目的とは合致するが設定根拠とは別の用途に使用した場合、有料化の目的の達成につながるかもしれないが、手数料の設定根拠自体が意味を持たなくなってしまうことが考えられる。料金設定時に、有料化の目的や目的の達成に必要な経費も考慮する必要があると考えられる。また、あらかじめ手数料収入の用途が明確である場合は、家庭ごみの処理全般にかかる費用から算出するのみではなく、手数料収入の用途から算出することも必要ではないかと考えられる。手数料収入の用途が決まった時期などを調査することは今後の課題である。

6-9-2 料金設定根拠の問題点

料金設定根拠の問題点として、以下のようなことが明らかになった。

- 1) 手数料設定時に手数料の対象となる経費の範囲が、実際の家庭ごみの処理全般に必要な経費と乖離している
- 2) 3分の1の市町村等では、必要経費などを考慮せずに手数料が設定されている

- 3) 実質的な超過量方式有料制および二段階方式有料制の手数料に換算すると、手数料は非常に低額である

3点の具体的な内容を以下に記す。

家庭ごみ有料化において 必ず必要となる経費と考えられる「収集運搬にかかる経費」及び「処理にかかる経費」、「指定袋の製作や流通にかかる経費」の全てを手数料の対象となる経費の範囲に含んでいる市町村等は4件(6.3%)であった。このことから、手数料設定時に手数料の対象となる経費の範囲が、実際の家庭ごみの処理全般に必要な経費と乖離していることがわかる。さらに、3分の1の市町村等では、必要経費などを考慮せずに手数料が設定されていることがわかった。住民に理解を求めるといふ面や手数料を財源確保の手段とするという面でも、家庭ごみの処理に必要な経費や有料化の目的を達成するために必要となる経費を十分考慮しておくことが必要となるのではないかと考えられる。

超過量方式有料制および二段階方式有料制の二段階目の手数料は、額面だけをみれば、単純方式有料制に比べ高額に設定されているように見える。しかし、無料配布分や1段階目の手数料を考慮した、実質的な超過量方式有料制および二段階方式有料制の手数料に換算すると、手数料は非常に低い額であることがわかった。実質価格が低額である場合、ごみの減量、住民意識の向上、リサイクルの推進といった目的には効果が期待できるのではないかと考えられるが、財源確保や住民負担の公平化には効果が期待できないのではないかと推察される。このため、財源確保や住民負担の公平化を目的とする場合は、実質の販売価格や目標とする手数料収入を考慮したうえで料金設定をする必要があるのではないかと考えられる。また、このことは、単純方式有料制において低額の料金設定を行っている場合も同様である。

< 参考文献 >

- 1) 仙台市環境局総務課：資料3 手数料の設定方法

<<http://www.city.sendai.jp/kankyousoumu/gomi/pdf/shingikai/shiryoku4-3.pdf>>,2007-12-26